第７節　広告及び勧誘に関する規則

第１款　総則

（目的）

第40条　本節の定めは、協会員の貸金業に関する広告及び勧誘が協会員の重要な営業活動であるとともに、当該広告及び勧誘により提供される情報が資金需要者等による貸金業者及び商品選択に与える影響が大きいことにかんがみ、協会員の貸金業に関する広告及び勧誘の適正な業務の運営を確保し、もって資金需要者等の利益の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第41条　本節において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　個人向け貸付けの契約に係る広告

協会員が締結する貸金業法を根拠法とし、個人向け無担保無保証における金銭を貸付ける契約を広告することを指す。

⑵　貸付けの契約に係る勧誘

特定の資金需要者等に対して協会員が締結する貸金業法を根拠法とする貸付けの契約を締結することを促すことを指す。

（個人向け貸付けの契約に係る広告）

第42条　個人向け貸付けの契約に係る広告表現については、次の各号に掲げる事項に十分に留意しなければならない。

⑴　安易な借入れを誘引する設定及び表現を避けること

⑵　児童及び青少年への配慮をすること

⑶　貸付条件を明示すること

⑷　啓発的な要素を十分に取り入れたものにすること

（広告審査及び協会員による説明）

第43条　協会員は、次の各号に掲げる個人向け貸付けの契約に係る広告を出稿するにあたり、協会が設ける審査機関から承認を得なければならない。

⑴　テレビＣＭ

⑵　新聞及び雑誌広告

⑶　電話帳広告

２　協会員は、前項各号以外に広告を出稿する場合においても、この規則第54条、第55条、第56条で掲げる規定に充分留意しなければならない。

３　協会員は、個人向け貸付けの契約に係る広告の出稿状況について、協会から説明を求められた場合において、本節の規程に則ったものであることを事後に説明することができるように、個人向け貸付けの契約に係る広告の出稿の実績一覧表を保存するなど、協会員において適切な措置を講じなければならない。

（新聞、テレビ等の業界諸団体との意見交換）

第44条　協会は、この規則第40条に掲げる目的を達成するために、新聞、テレビ、ラジオ等の業界諸団体及び広告代理店の業界諸団体との必要な意見交換に努めるものとする。

第２款　個人向け貸付けの契約に係る広告たるテレビＣＭに関する遵守事項等

（貸付条件等の表示）

第45条　協会員は、個人向け貸付けの契約に係る広告たるテレビＣＭを行うにあたっては、法第15条及び府令で定める事項を表示しなければならない。また、その表示にあたり、以下の規定に則らなければならない。

各項目	大きさ	秒　数	備　　考
①貸付利率	32級以上	2.8秒以上	〔大きさ〕小数点以下については20級以上
②遅延損害金（利率）	12級以上	2.8秒以上	
③年齢制限	12級以上	2.8秒以上	
④その他の事項	８級以上	特に指定しない	・法第15条及び内閣府令で定める事項を表示すること。 ・協会考査承認番号の表示 ・協会員であることを示す、会員番号の表示及び協会マークの表示

（啓発文言）

第46条　協会員は、個人向け貸付けの契約に係る広告たるテレビＣＭを行うにあたっては、過剰借入れへの注意喚起を目的とし、次の各号に掲げる事項を要素とした文言を表示することとする。

⑴　契約内容の確認（文言例　契約内容をご確認ください）

⑵　使い過ぎ借り過ぎへの注意喚起（文言例　収入と支出のバランスを大切に）

⑶　計画性のある借入れ（文言例　無理のない返済計画を）

２　協会員は、前項に規定する啓発文言を表示するにあたり、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

⑴　貸付条件表示と別に単独で表示すること。

⑵　啓発文言を表示する際、とりきり表示とし、露出秒数を15秒広告の場合は、1.5秒以上とし、30秒広告の場合は2.0秒以上とする。

⑶　啓発文言表示は、ゴシック体にて18級以上とし、社名表示はＣＩ文字を使用せず15級以下とする。また、その他付随する文言を表示する場合は、８級とする。

（表現内容に関する留意事項）

第47条　協会員は、個人向け貸付けの契約に係る広告たるテレビＣＭを行うにあたっては、その表現内容に関し、次の各号に掲げる事項を留意しなければならない。

⑴　安易な借入れを助長する表現、又はその疑いのある表現を排除すること。

⑵　ホームページアドレスを表示する場合、当該ホームページには、定められた啓発文言の表示があること。また、返済シミュレーションを備えること。

⑶　15秒ＣＭの２段積み放送は行わないこと。

（放送時間帯、総量及び放映番組に関する留意事項）

第48条　協会員は、個人向け貸付けの契約に係る広告たるテレビＣＭを行うにあたっては、その放送時間帯、総量及び放映番組に関し、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

⑴　以下に定める児童・青少年に配慮する時間帯には原則として放送を行わないこと。

イ　午前７時から午前９時

ロ　午後５時から午後10時

⑵　全国の放送局で選定する「青少年に見てもらいたい番組」への放送は行わないこと。

⑶　ギャンブルを主体とした番組への提供は行わない。また、当該番組前後へのスポットＣＭについても配慮すること。

⑷　以下に定める放送量範囲での放送とすること。（地上波放送に適用）

イ　各放送エリアにおける放送総量：月間100本以内とし（15秒＝１本換算）、22時から24時の時間帯の放映数上限は50本とすること。

ロ　前号に規定する放送エリアについては、次に掲げる場合を除いて一道県を１放送エリアとする。

㈠　関東放送エリアは、１都６県（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県）とする。